

「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」
に 対 す る 意 見

平成19年5月22日
東日本電信電話株式会社

1. 新たなLRICモデルの評価、新モデル適用期間後における接続料算定の在り方

- ・ IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話サービスにおいては、
 - （1）高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にはなく、また、
 - （2）市場規模の縮小により、投資単価・保守用物品コストの上昇や、設備の余剰キャパシティの発生等のスケールデメリットが発生する状況にあり、事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」といった長期増分費用方式の前提が、既に現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、長期増分費用方式は早急に廃止すべきと考えます。
- ・ また、新モデルにおいては、
 - （ア）現実には、弊社が交換機設備を維持延命する中で、メーカーによる保守用物品の製造が打ち切られ、故障した物品の修理の受付が停止される状況にありながら、モデルでは修理の受付を停止したメーカーが引き続き修理を行うという現実にはあり得ない仮定を採っている、
 - （イ）IP化の進展に対応し、データ系サービスとの設備共用による範囲の経済を織り込む一方で、固定電話の減少に伴うスケールデメリットがモデルに組み込まれていない、という問題があると考えます。
- ・ 従って、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用に基づく算定方式に見直していただくことを要望します。

- ・なお、フルIP網のLRICモデル化について、長期増分費用モデル研究会の報告書（H19年4月）において現時点では時期尚早とされているように、次世代ネットワークは、PSTNと比較し確固たる技術標準がなく、競争環境下で、各事業者が創意工夫を凝らして様々な技術・設備を用いて今後構築していくものであり、技術的にもサービスのにも予見が難しい面が多く、また、お客様に多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、規制を前提にした議論自体がなじまないものと考えます。

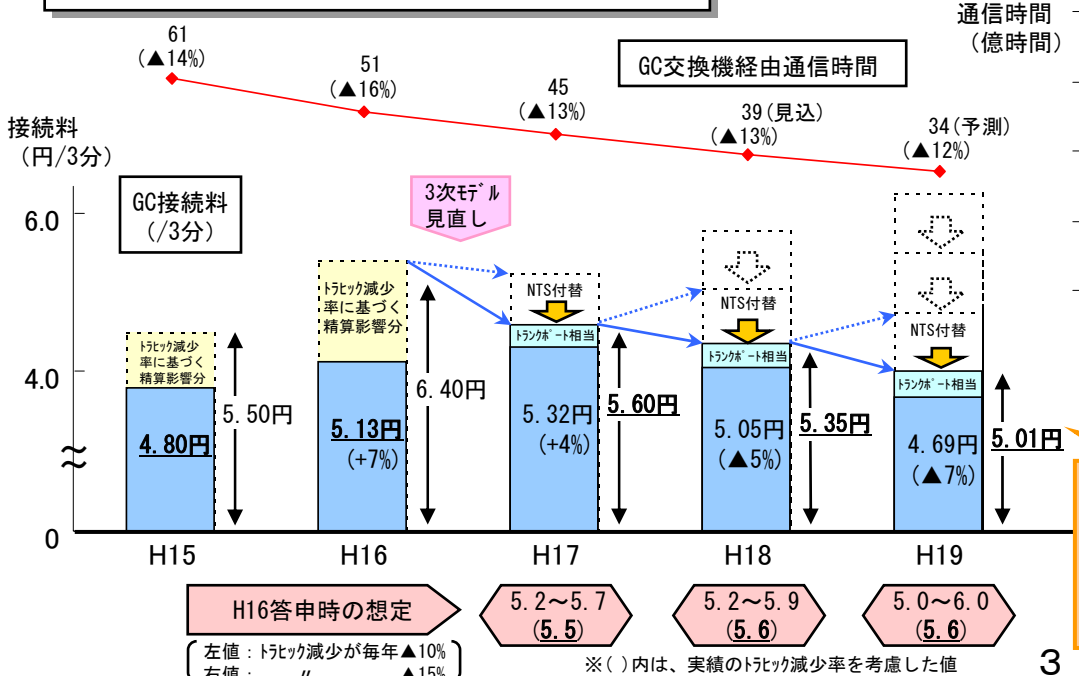
2. NTSコストの扱い

(1) 接続料水準の推移

(*) 「平成17年度以降の接続料算定の在り方」に関する審議会答申 (H16.10.19)

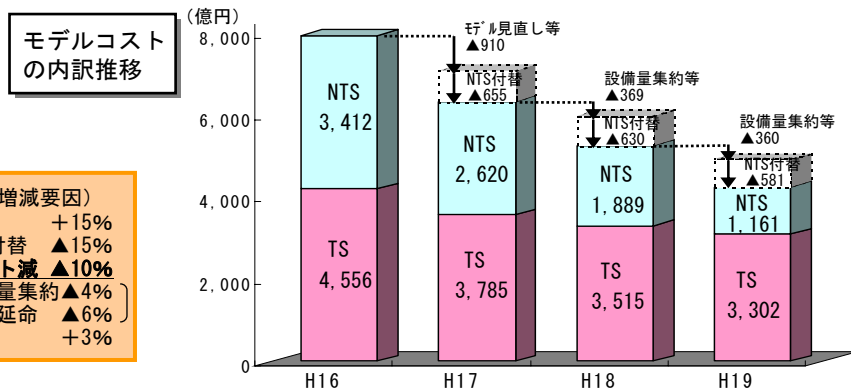
- 平成17年度以降の接続料水準については、H16答申(*)時にトラヒックの減少に対して一定程度以上の値上げにならないことを目的にNTSコストの付替期間を5年間とされましたが、現実には、トラヒックの減少が続く中で、NTSコストの付替に加え、固定電話回線数の減少によるモデル設備量の集約や弊社による設備延命の反映等によりモデルコストが大きく低減していることから、接続料が当時の想定を超えて大きく低下しています。
- こうした接続料の低廉化による他事業者への接続料値下げ効果は、H17~H19の3年間累計で▲2,400億円にのぼっています。
- 最近ではトラヒック減少が年▲10%程度で推移しており、また、固定電話回線数の急速な減少等によるモデルコストの低減が見込まれることから、現行のNTSコストの付替テンポを維持する場合、付替終了までの残り2年間については接続料水準がさらに大きく減少することが見込まれます。

GC接続料とトラヒックの推移 (東西計)



モデルコストと接続料値下げ額の推移 (東西計)

	H16	H17	H18	H19	3年間累計
モデルコスト (GC・GC-IC・IC)	7,969億円	6,404億円 (▲1,565)	5,405億円 (▲999)	4,464億円 (▲941)	▲3,505億円
他事業者への接続料値下げ額	-	▲1,100億円 (NTS付替▲440, その他▲660)	▲630億円 (NTS付替▲430, その他▲200)	▲670億円 (NTS付替▲410, その他▲260)	▲2,400億円 (NTS付替▲1,280, その他▲1,120)



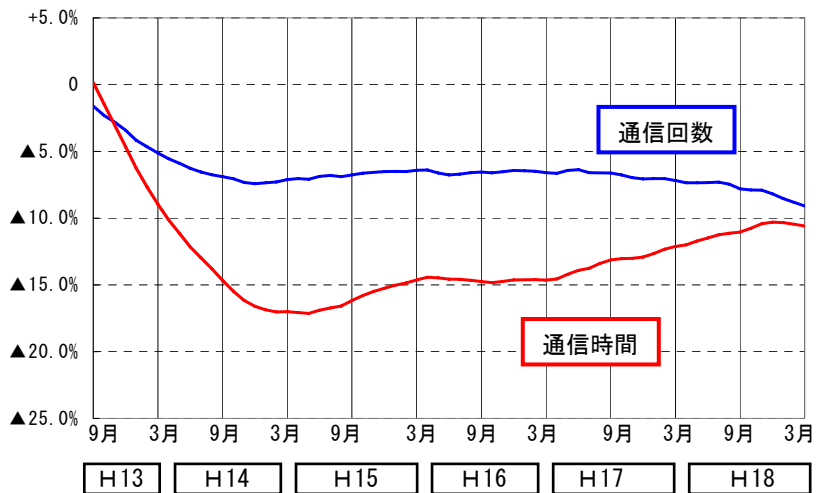
(H18⇒H19の増減要因)
 トラヒック減少 +15%
 NTSコスト付替 ▲15%
モデルコスト減 ▲10%
 (トラフィック集約 ▲4%)
 (弊社設備延命 ▲6%)
 報酬率上昇 +3%

(参考1) NTT東西の固定電話網における通信量・回線数の推移

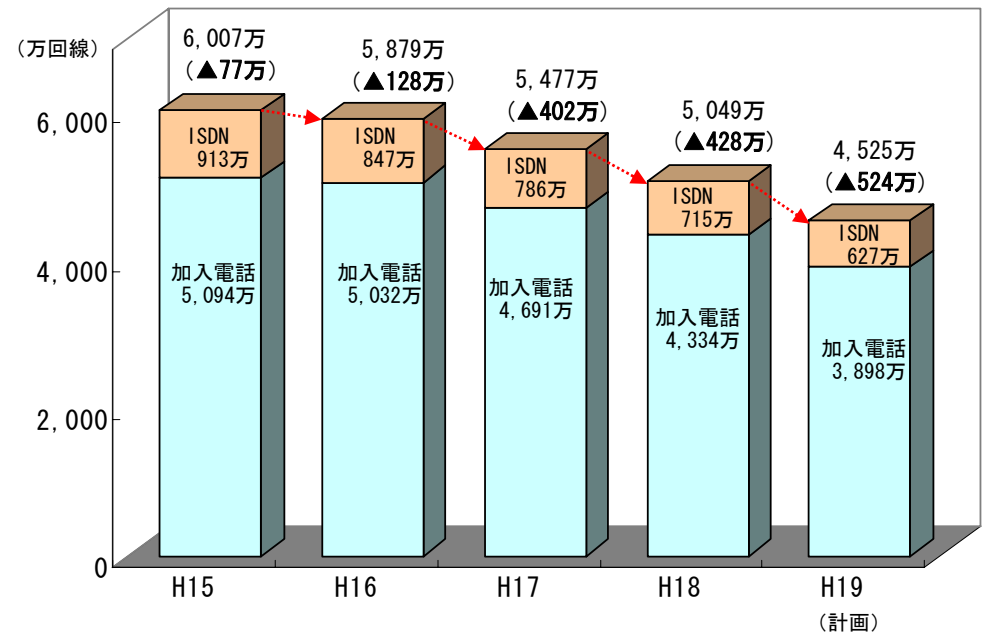
- ・ 交換機を経由する通信量の減少率は、最近では年間▲10%程度で推移。
- ・ 固定電話回線数は、IP化の進展及び競争事業者によるドライカップ電話の本格提供に伴い、急速に減少。

NTT東西の交換機を経由する通信量の推移（東西計）

<対前年同月の減少率>



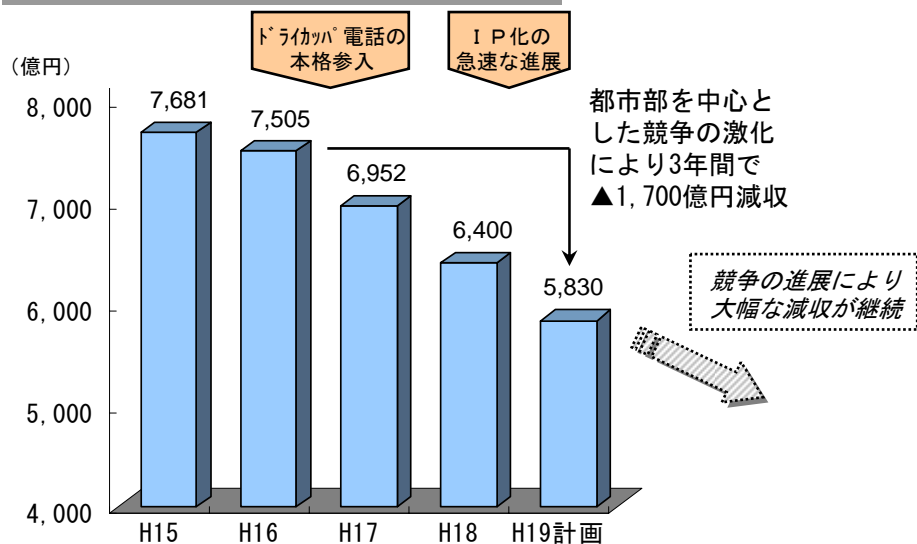
固定電話回線数の推移（東西計・年度末）



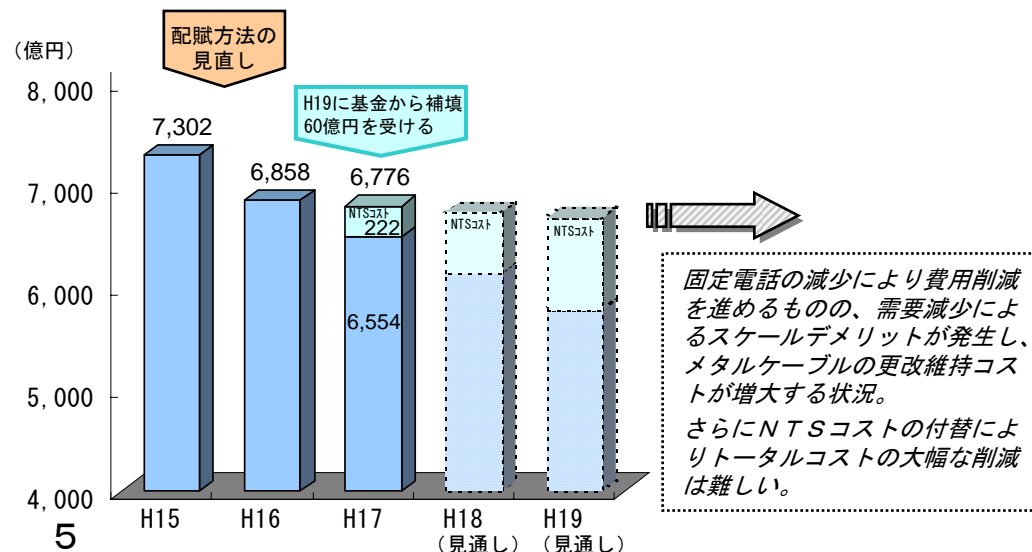
(2) 基本料収支の動向

- ・ N T Sコストについて、H 1 6 答申でき線点 R T や G C 交換機内の加入者ポート、き線点 R T ~ G C 交換機間の中継伝送路が該当するものとされ、いずれの設備も原則、基本料コストに付け替えることとされていますが、元来、基本料は、收容局内の加入者回線設備のコストを回収する料金として設定しており、現行の料金水準で N T Sコストを賄うことができる構造にありません。
- ・ また、弊社の基本料収支は、採算性の高い都市部を中心とした競争の激化による収益の大幅な減少、固定電話の減少によるスケールデメリットの発生やメタルケーブルの更改維持コストの増大により急速に悪化しており、基本料コストに付け替えられる N T Sコストの一部について基金制度により補填を受けるものの、N T Sコストの付替によるコスト増を吸収しきることは困難です。
- ・ 実際、N T Sコストを 2 0 % 付替えた平成 1 7 年度の弊社基本料の営業利益（1 7 5 億円の黒字）は、前年度に比べて▲ 4 7 2 億円減少しており、平成 1 8 年度以降、同様な状況が続くことから、赤字に転じることは避けられない状況になっています。

基本料収入の推移（N T T 東日本）



基本料費用の推移（N T T 東日本）

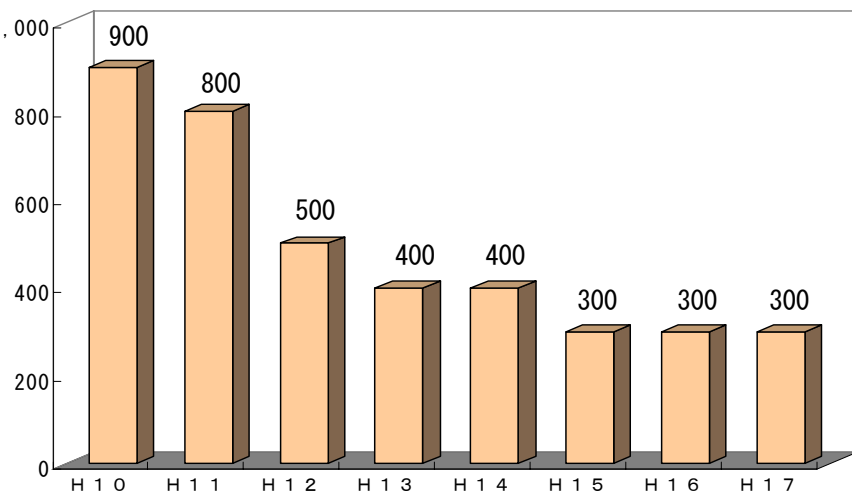


(参考2) 固定電話網のサービス維持コストについて

- ・ 固定電話需要の減少に伴い新規投資を抑制する中、固定電話ネットワークの維持に最低限必要な投資を継続。
- ・ 加入者メタルケーブル等の老朽化に伴い維持コストの増大が想定される。

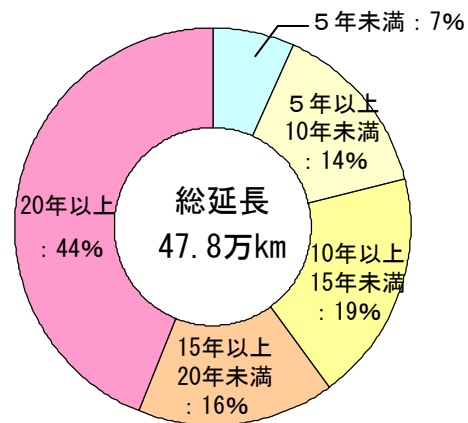
加入者メタルケーブルの投資額の推移 (NTT東日本)

[単位:億円]



加入者メタルケーブルの経過年数別構成 (NTT東日本)

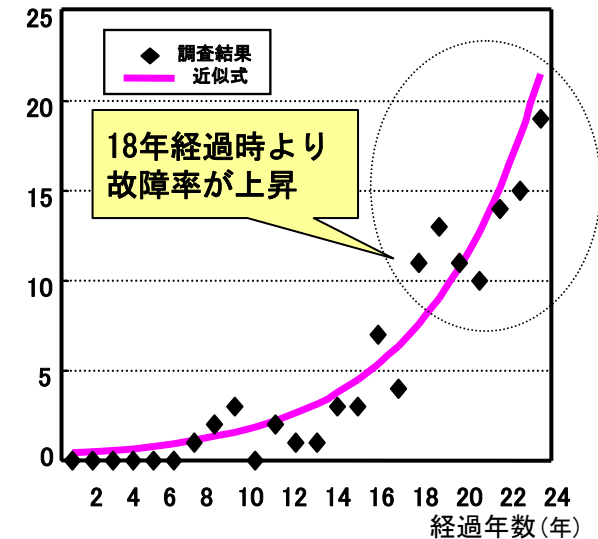
※ケーブル延長の構成比 [H17末]



加入者メタルケーブルは、15年以上経過したものが約6割、20年以上経過したものが約4割

架空メタルケーブルの経過年数別故障件数

故障件数 (件/km)



(3) 現行のユニバーサルサービス基金制度の見直しについて

- ・ N T Sコストは、地方部の低需要エリアにおいて著しく高コストとなっているため、地域間のコスト格差が著しく大きく、そのような状況の下で、低コスト地域である都市部を中心に競争事業者が参入し、一方で、N T T東西のみが高コスト地域におけるコストを負担することは、競争の公平性を損なうことから、ユニバーサルサービス基金制度が見直され、不採算地域におけるユニバーサルサービスを引き続き維持できるよう、基金により地方部のN T Sコストを賄う仕組みが導入されたものです。
- ・ こうした地域間のコスト格差は、基本的に需要密度の地域差等により不可避免的に生ずるものであり、さらに現行の基金額は、実際のコストでなく長期増分費用方式によるモデルコストをベースに算定されていることから、この地域間のコスト格差は弊社の経営努力で解消できる性格のものではありません。
- ・ 現行の基金制度の費用ベンチマーク水準は、審議会答申^(*)にあるとおり、「ユニバーサルサービスはあまねく公平に提供されるべきであり、均一料金を維持すべきもの」との観点から、補填の対象を高コスト地域における「全国平均費用を超える額」としているものです。
現在審議会に諮問されている見直し案は、高コスト地域の料金を「全国平均費用+2σ」の水準に値上げしないとユニバーサルサービスを維持できない仕組みとなっており、現行のユニバーサルサービスについて全国均一料金を維持するという政策目標に相反すると考えます。
- ・ **したがって、今回の見直し案の下で、均一料金で高コスト地域のサービスを維持するという現行の政策目標を継続するとすれば、現在の基金制度における補填対象コストが実質的にN T Sコスト部分だけである状況を踏まえ、N T Sコストの回収の在り方を抜本的に見直すことが不可欠であると考えます。**

(*) 「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」に関する審議会答申 (H17.10.25)

(4) 基金制度の見直しを踏まえた平成20年度以降のNTSコストの在り方を見直しについて

- ・ 現行の基金制度の補填対象とされる地方部のNTSコストが高コストである要因は、主に低需要エリアのRT局に構築されるき線点RT～GC間の中継伝送路コストによるものです。
- ・ 基金制度に関して、利用者負担抑制の観点で利用者負担から事業者負担に見直される中で、き線点RT～GC間の中継伝送路コストについてNTT東西のみがコスト負担することは、以下のような問題があると考えております。

①地方部の高コストの要因となっているき線点RT～GC間の中継伝送路コストを基本料に付替えてNTT東西のみが負担することは、低コスト地域である都市部を中心に競争事業者が参入する中で、競争の公平性を損なう。

さらに、NTSの中継伝送路コストの付替により、都市部を中心に参入する競争事業者がNTT東西ネットワークに接続する際の接続料がその分低廉化されていることから、競争の公平性を損なう。

②競争事業者のドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT装置を設置し、RT～交換機間の中継伝送路コストをTSコストとして接続料により他事業者から回収する一方で、NTT東西は、同様な伝送路コストをNTSコストとして基本料に付替えることとされており、その結果、NTT東西のみがコスト負担することは、競争の公平性を損なう。コロケーションによるオープン化を通じた設備ベースの競争が進展する中で、料金により回収するコストの範囲は、設備の機能（集線の有無）によるTS/NTSの区分のみに従って決めるのではなく、競争の公平性にも配慮することが必要である。

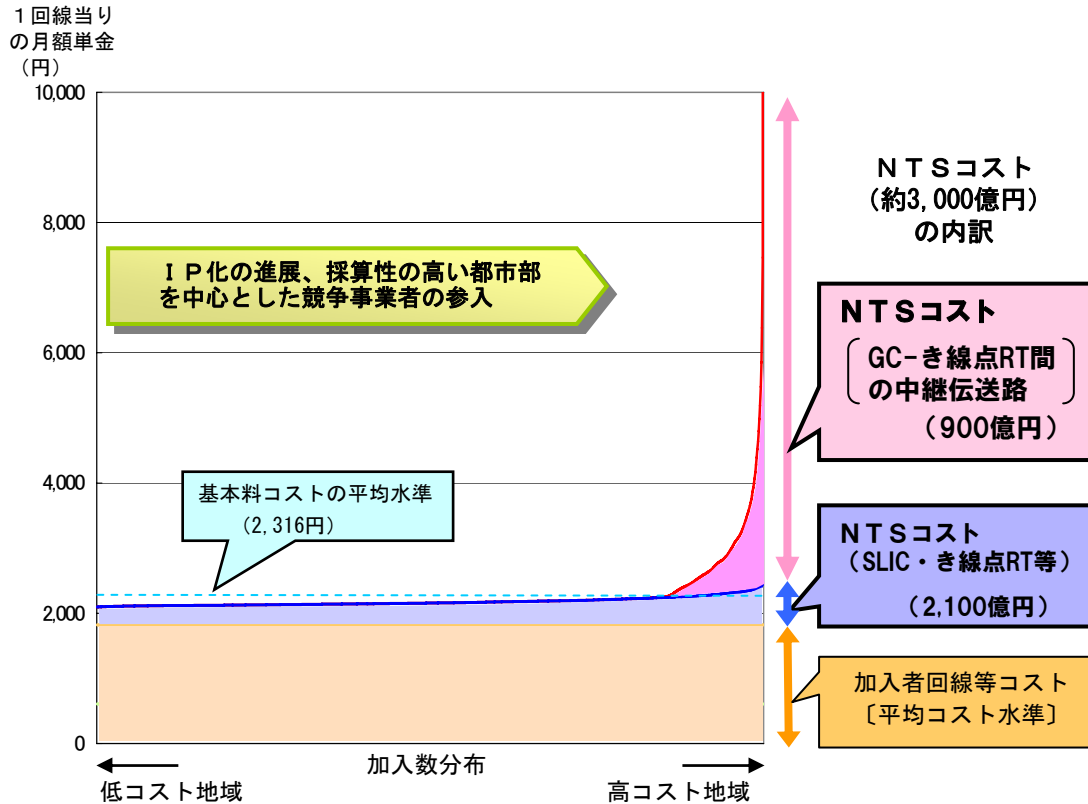
③従来、基本料は、收容局内の加入者回線設備のコストを回収する料金として設定されていることから、現行の基本料水準で、收容局を跨る中継伝送路のコストを負担することは構造上不可能である。

- ・したがって、現行の基金制度の見直しにあわせて、審議会答申で指摘されている均一料金の維持及び、事業者間における競争の公平性を確保するため、き線点RT～GC間の中継伝送路コストについて、NTSコストではあるものの、基本料コストの範囲とせず、接続料で回収するよう見直すことが必要であると考えます。
- ・この見直しを通じて、地方部のNTSコストを賄うための従来の基金制度と同等のコスト補填が、競争の公平性を確保しつつ、トータルとして実現できるよう検討していただくことが必要であると考えます。

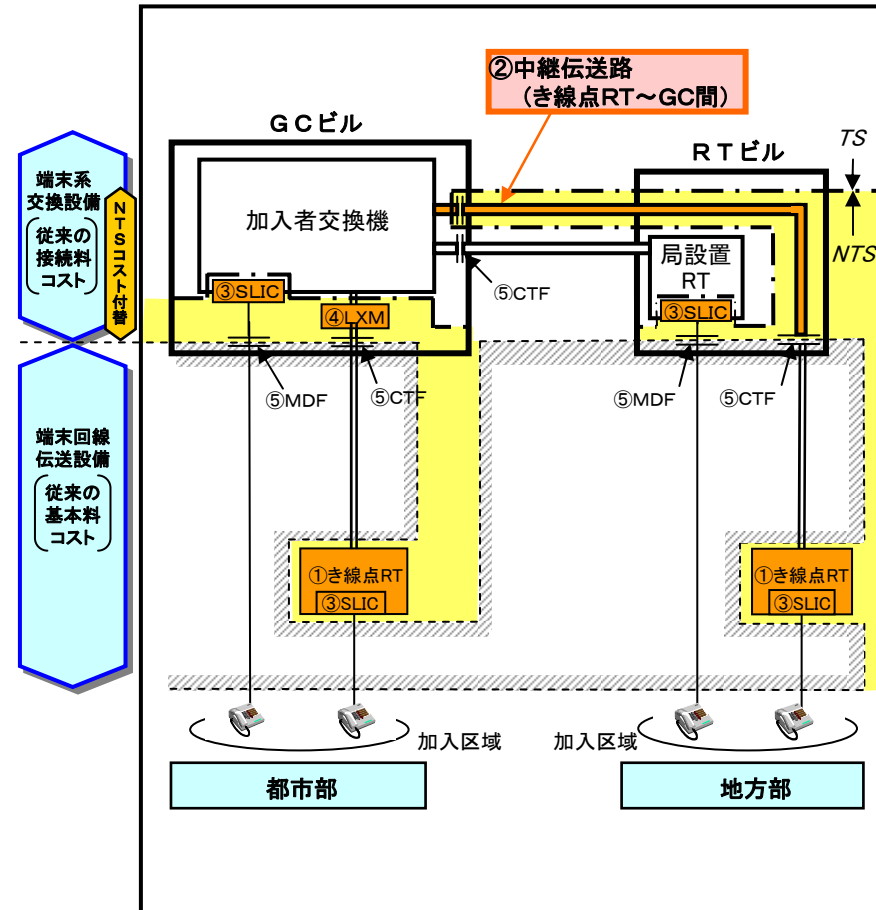
(参考3) 基金の補填対象とされる加入電話基本料の收容局別コストについて

基金の補填額算定のベースとしている收容局別コストの分布

※收容局別に見た1回線当りの加入電話基本料コストの分布
(H17LRICベース・NTSコスト100%付替後)



LRICモデル上のネットワーク構成



(参考4) ユニバーサルサービス基金制度の見直し案におけるベンチマーク水準について

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申（H17.10.25）抜粋

第3章 補填額の算定

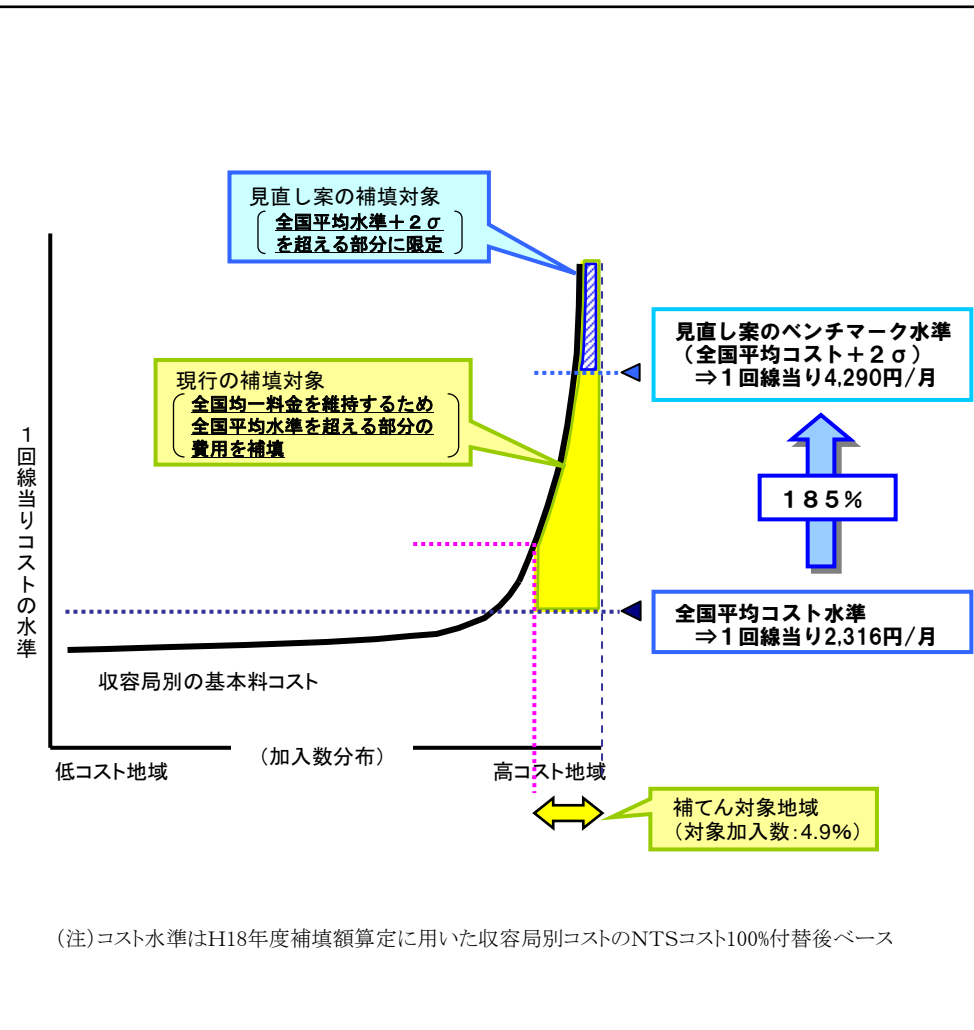
第3節 補填額の算定

5 補填額の計算

- 1 米国で採用されているユニバーサルサービス基金制度では、地域毎にユニバーサルサービスを提供する事業者が異なり提供区域毎の費用格差が利用者料金に反映され得る中、利用者料金の地域間格差の存在を是認しつつ料金格差を一定の幅以下にすることを目的に、当該地域でサービスを提供するために要した費用のうちベンチマークを超える部分の一部を基金による補填の対象としている。
- 2 他方、我が国においては、二次答申も指摘したとおり、これまで「ユニバーサルサービスの料金水準については、他のサービス料金と異なり、あまねく公平に提供されるべきサービスであることから、均一料金の維持という観点から検討する」ことが適当と考えられてきた。現時点においては、従来の考え方を維持することが適当と考えられる。
- 3 高コスト地域における補填対象額を米国の制度のようにベンチマークを超えた部分に限定した場合、均一料金でサービスを提供する適格電気通信事業者は、全国平均費用とベンチマークの間の費用を回収できないこととなる。このため、基金による補填の対象は、高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とすることが適当である。

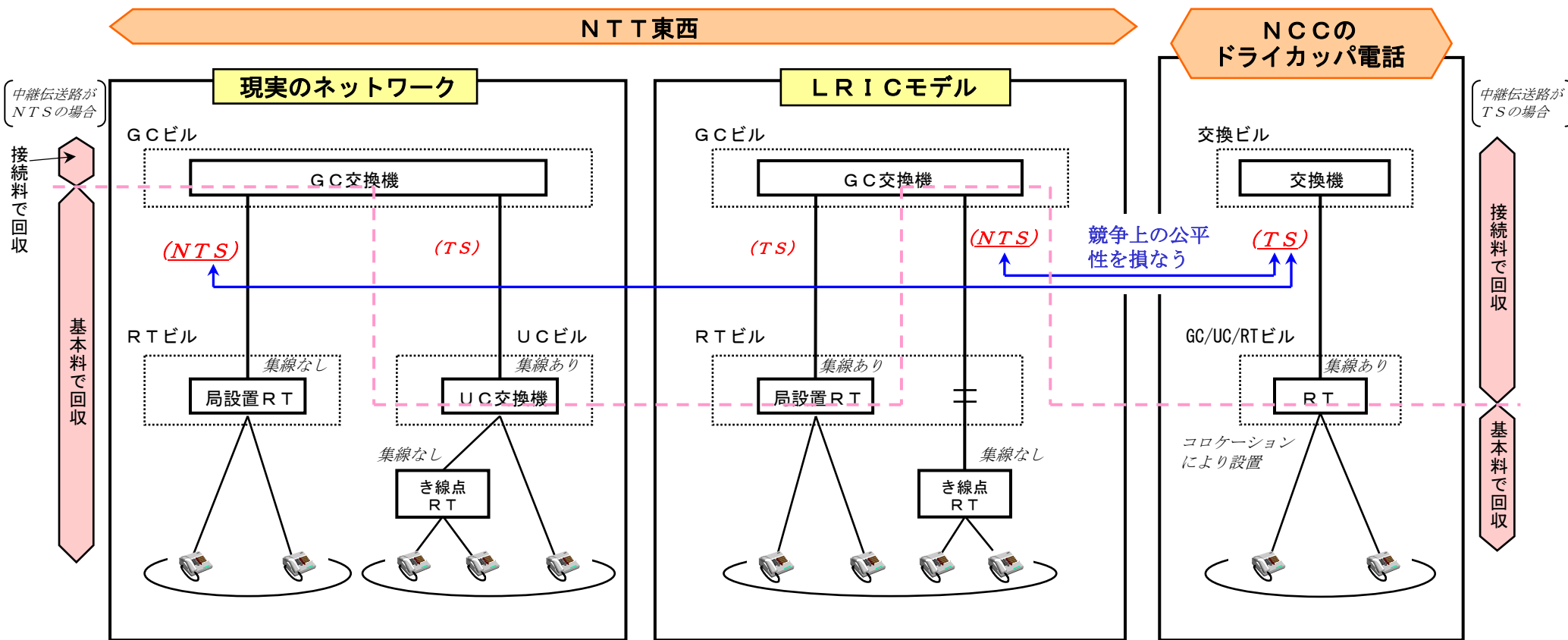
(注) 下線は弊社にて付したのもの

基金制度の見直し案におけるベンチマーク水準



(参考5) 競争事業者とNTT東西におけるNTSの中継伝送路コストの回収の在り方

- ・NCCのドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT装置を設置し、RT～交換機間伝送路コスト（TSコスト）を接続料により他事業者から回収する一方で、NTT東西は、同様な伝送路コスト（現実のネットワークではRT～GC間伝送路・モデルではき線点RT～GC間伝送路）をNTSコストとして基本料に付替えることとされており、その結果、NTT東西のみがコスト負担することになっています。



(参考6) 米国のNTSコスト回収方法の変遷〔ベライゾンNY〕

- ・米国においては、NTSコストをユーザからの直接回収（基本料・SLCの値上げ）あるいは基金制度による補填により回収していますが、それ以前は、事業者が負担する仕組みとして、定額制のPICCや従量制のCCLCによる回収とされてきました。

(単位:ドル)

		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	変遷等	
事業者回収 (州際負担分)	CCLC [州際接続トラヒック1分当り料金]	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃止	
	PICC (優先接続登録回線 当り・月額料金)	住宅用1回線	0.53	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-	住宅用・事務用単回線 :2000年7月に廃止 事務用複数回線 :上限料金を設定
		住宅用2回線目以降	1.50	2.53	-	-	-	-	-	-	-	-	
		事務用単回線	0.53	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務用複数回線	2.75	4.28	3.25	1.54	0.25	-	-	-	-	-			
事業者回収 (州内負担分)	CCLC [州内市外接続トラヒック1分当り料金]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	-	
ユーザ回収	SLC (州際負担分) [回線当り・月額料金]	住宅用1回線	3.50	3.50	4.35	5.00	6.00	6.44	6.45	6.40	6.40	6.50	2000年7月以降、住宅 用1回線目・事務用単 回線の上限料金を段 階的に引き上げ
		住宅用2回線目以降	5.00	6.07	6.39	6.41	6.49	6.44	6.45	6.38	6.40	6.79	
		事務用単回線	3.50	3.50	4.35	5.00	6.00	6.44	6.45	6.40	6.40	6.50	
		事務用複数回線	8.25	8.13	8.08	8.08	7.13	6.44	6.45	6.38	6.40	7.12	
	基本料 [回線あたり・月額料金]	住宅用	6.60	6.60	6.60	6.11	7.96	8.61	8.61	8.61	8.61	9.85	段階的に引き上げ
事務用	16.23	16.23	16.23	15.74	17.59	18.24	18.24	18.24	18.24	16.01			

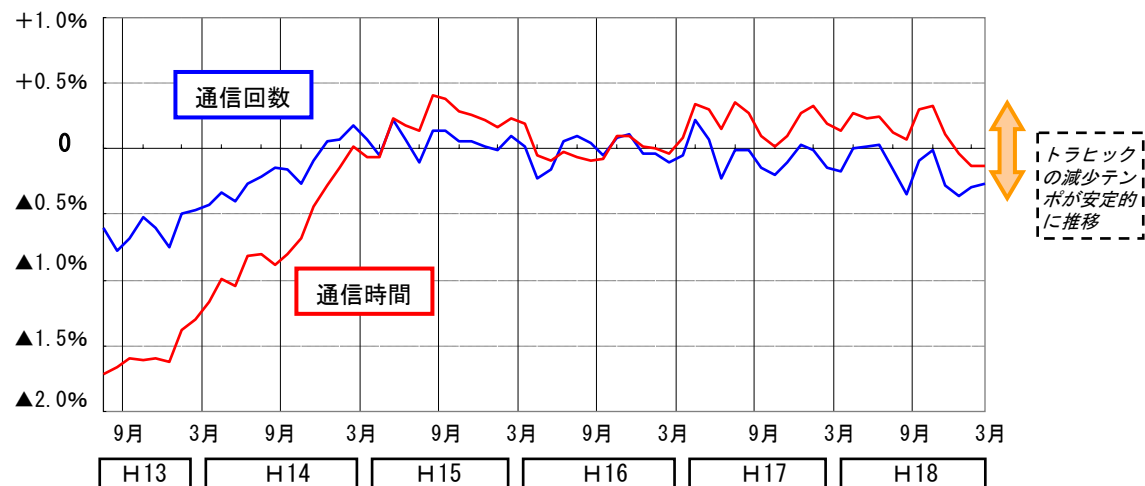
(注)上記の他、州際負担分の回収方法として州際アクセス基金、州内負担分の回収方法としてユニバーサル基金等がある。

3. 接続料算定に用いるトラフィック等の入力値の扱い

- ・現在の接続料においては、トラフィック予測の信頼性から8ヶ月分のトラフィックを線形回帰により予測した前年度下半期+当年度上半期の通年トラフィックをもとに算定することとされており、トラフィック減少による接続料単価の上昇が半年分考慮されていないため、平成17・18年度の毎年度において約▲300億円の未回収（東西計の管理部門）が生じています。
- ・固定電話トラフィックが急激に減少する市場環境においては、トラフィック等の需要データを適用年度に合わせない場合、構造的に当該年度のコスト総額を回収できないことから、適用年度の実績トラフィック等を反映した接続料とすることが必須であると考えます。
- ・したがって、近年、トラフィックの減少テンポが安定的に推移していることを踏まえて、①14ヶ月分のトラフィックを線形回帰により予測した適用年度の通年トラフィックをもとに接続料を算定する、②翌年度に判明する適用年度の実績トラフィックに基づき精算することが必要であると考えます。

NTT東西の交換機を経由する通信量の推移（東西計）

<対前月比の変化量>



4. 接続料における東西格差の扱い

- ・ 従来、固定電話の通話料金については、ユニバーサルサービスとして位置付けられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。
- ・ 固定電話の通話料金は、平成18年度にユニバーサルサービスの対象から除外され、サービスの提供を市場に委ねることにより確保していく仕組みに変更されている等、接続料金も含めた市場実勢の中で決定される環境に移行してきているところです。
- ・ 接続料金の取扱いにあたっては、上記の状況を勘案しつつ、ユーザ料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請を十分配意して検討が行われることが必要であると考えます。

5. 新モデルの適用期間について

- ・ 接続料から基本料に付替えられるNTSコストが、実質的にユニバーサルサービス制度の補填対象コストになっていることを踏まえ、固定電話接続料の在り方についてユニバーサルサービス制度の見直しとセットで検討することが必要であると考えます。

したがって、本年3月末の審議会答申を踏まえ、「新競争促進プログラム2010」に掲げられているユニバーサルサービス制度の見直しを前倒して議論する際には、あわせて密接に関連する固定電話接続料の在り方についても同時に検討することが必要であると考えます。